

名古屋商工会議所 独自給付「見舞金・祝金制度」に関する運営要領

(目的)

第1条 本制度は、生命共済制度（災害保障特約付団体定期保険、以下、「主契約」といいます）の保障対象となっていない病气入院や事故通院による見舞金、結婚や出産による祝金を名古屋商工会議所（以下、「本商工会議所」といいます）が独自に給付することを目的とします。

(対象者)

第2条 本給付の対象者は、主契約に加入する本商工会議所の会員事業所（特定商工業者を含みます）の事業主、役員、従業員（以下、「被保険者」といいます）とします。

(責任開始日)

第3条 この規定は、主契約の加入日と同時に効力を有します。

(保障期間)

第4条 この規定の保障期間は主契約の保障期間と同一とします。

(失効)

第5条 主契約が効力を失った場合には、この規定は同時に効力を失います。

(病气入院見舞金・事故通院見舞金)

第6条 本商工会議所は、主契約を6ヵ月以上継続加入している被保険者がこの規定の保障期間中に、次のいずれかに該当した場合に、見舞金を支払います。

- (1) 病気の治療を目的として、5日以上継続入院したときに、入院5日目の日が属する月の加入口数を基準として下記の通り病气入院見舞金を支払います。但し、保険期間中（12月1日～翌年11月末日）に年間1回のみ支払います。
- (2) 不慮の事故を直接の原因として、5日以上通院したときに、通院5日目の日が属する月の加入口数を基準として下記の通り事故通院見舞金を支払います。但し、保険期間中（12月1日～翌年11月末日）に年間1回のみ支払います。また、1回の事故につき1回のみ支払います。

但し、加入口数を増口後6ヵ月以上経過していない場合は、増口前の口数が基準となります。

また、共済事業年度更新日（12月1日）にまたがる見舞金請求の場合、翌年度の給付対象とします。但し、年齢による本制度上の加入口数減口については、給付要件を満たした日（病气入院5日目または事故通院5日目）が翌年度にまたがる場合、減口前の加入口数を基準として見舞金を支払います。

加入口数	1口 2口	3口 4口	5口 6口	7口 8口	9口 10口
病气入院見舞金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
事故通院見舞金	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円

加入口数	11口 12口	13口 14口	15口 16口	17口 18口	19口 20口
病气入院見舞金	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
事故通院見舞金	18,000円	21,000円	24,000円	27,000円	30,000円

(結婚祝金・出産祝金)

第7条 本商工会議所は、主契約を6ヵ月以上継続加入している被保険者がこの規定の保障期間中に次のいずれかに該当した場合に、発生日の加入口数を基準として下記の通り結婚祝金・出産祝金を支払います。

- (1) 被保険者が結婚したとき。
 - (2) 被保険者の子供が生まれたとき。
- 夫婦の両者が被保険者である場合は、夫婦の両者それぞれに祝金を支払います。
また、多胎児の場合は、人数分の出産祝金を支払います。但し、加入口数を増口後6ヵ月以上経過していない場合は、増口前の口数が基準となります。

加入口数	1口 2口	3口 4口	5口 6口	7口 8口	9口 10口
結婚祝金 出産祝金	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円

加入口数	11口 12口	13口 14口	15口 16口	17口 18口	19口 20口
結婚祝金 出産祝金	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円

(病气入院見舞金・事故通院見舞金の請求手続)

第8条 被保険者は第6条の規定に該当した場合、次の書類を添付し「見舞金請求書」を本商工会議所に提出し請求を行うものとします。

- ・ 診断書、入院または通院証明書、医療機関発行の領収書などの写しで、給付対象となる内容を証明したもの
- この場合の医療機関とは、主契約に定めた病院又は診療所のことをいいます。
- 2. 前項の内容について医療機関に照会することがあります。
- 3. 本商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります。

(結婚祝金・出産祝金の請求手続)

第9条 被保険者は第7条の規定に該当した場合、次の書類を添付し「祝金請求書」を本商工会議所に提出し請求を行うものとします。

- (結婚祝金) 婚姻日が証明できる次の書類のいずれか。
 - ・ 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは婚姻届受理証明書
 - ・ 明書の写し
- (出産祝金) 子供の生まれた日が証明できる次の書類のいずれか。
 - ・ 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票（続柄記載のあるもの）の写し
 - ・ 母子手帳もしくは健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

2. 本商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります。

(病気入院見舞金を支払わない場合)

第10条 本商工会議所は、被保険者が第6条(1)の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 病気の治療で入院した日が加入日から6ヵ月以上経過していないとき
- (2) 病気の治療で入院した日から180日を経過して請求があったとき
- (3) 保険期間中(12月1日～翌年11月末日)に2回以上の請求があったとき
- (4) 事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき
- (5) 入院の5日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が振替不能による脱退取扱いになったとき
- (6) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院
- (7) 主契約の約款に定める保険金・給付金を支払わない場合の条項に該当するとき

(事故通院見舞金を支払わない場合)

第11条 本商工会議所は、被保険者が第6条(2)の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 不慮の事故が加入日から6ヵ月以上経過していないとき
- (2) 不慮の事故発生日から180日を経過して請求があったとき
- (3) 保険期間中(12月1日～翌年11月末日)に2回以上の請求があったとき
- (4) 同一の不慮の事故に対して2回以上の請求があったとき
- (5) 同一の不慮の事故で主契約の約款に定める保険金・給付金を支払ったとき
- (6) 事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき
- (7) 通院日数5日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が振替不能による脱退取扱いになったとき
- (8) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき
- (9) 主契約の約款に定める保険金・給付金を支払わない場合の条項に該当するとき

(結婚祝金・出産祝金を支払わない場合)

第12条 本商工会議所は、被保険者が第7条の規定に該当した場合であっても、次の各号によるときは、結婚祝金・出産祝金を支払いません。

- (1) 結婚・出産した日が加入日から6ヵ月以上経過していないとき
- (2) 結婚・出産した日から180日を経過して請求があったとき
- (3) 事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき
- (4) 給付条件を満たした場合であっても、結婚・出産した日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が振替不能による脱退取扱いになったとき
- (5) 主契約の約款に定める保険金・給付金を支払わない場合の条項に該当するとき

(病気入院見舞金・事故通院見舞金の支払留保期間)

第13条 本商工会議所は、被保険者が第6条の規定に該当した場合であっても、次によるときは、見舞金の支払を留保します。

- (1) 入院又は通院日数の5日目の日が属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認後に支払います。

(結婚祝金・出産祝金の支払留保期間)

第14条 本商工会議所は、被保険者が第7条の規定に該当した場合であっても、次によるときは、祝金の支払を留保します。

- (1) 支払事由発生日の属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認後に支払います。

(見舞金・祝金の支払日)

第15条 本給付の請求書の受付並びに支払日は下記通りとし、支払先は掛金引去口座となります。

- | | | | | |
|---------|-----|----|-------|-----|
| 1日～10日 | 受付分 | …… | 当月20日 | 支払い |
| 10日～20日 | 受付分 | …… | 当月末日 | 支払い |
| 20日～31日 | 受付分 | …… | 翌月10日 | 支払い |
- (支払日が休日・祝祭日の場合は翌営業日とします)

(契約の解除)

第16条 主契約の約款に定める各種解除の条項に該当するときは、契約の解除を適用いたします。

(運営要領の変更)

第17条 「見舞金・祝金制度」に関する運営要領について変更が必要と判断される場合には、本商工会議所事務局長が改定するものとします。

(その他)

第18条 この運営要領に特段定めがない場合には、その都度本商工会議所事務局長が定めるものとします。

附 則

1. 本運営要領は平成30年12月1日から施行する。
2. 施行日前の発生日は対象外とする。

見舞金請求方法について

	病気入院見舞金	事故通院見舞金																																												
1. 内 容	病気の治療を目的として5日以上継続入院したとき	不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したとき																																												
2. 給付金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入口数</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～ 2□</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>3～ 4□</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>5～ 6□</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>7～ 8□</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>9～10□</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>11～12□</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>13～14□</td><td>35,000円</td></tr> <tr><td>15～16□</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>17～18□</td><td>45,000円</td></tr> <tr><td>19～20□</td><td>50,000円</td></tr> </tbody> </table>	加入口数	給付金額	1～ 2□	5,000円	3～ 4□	10,000円	5～ 6□	15,000円	7～ 8□	20,000円	9～10□	25,000円	11～12□	30,000円	13～14□	35,000円	15～16□	40,000円	17～18□	45,000円	19～20□	50,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入口数</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～ 2□</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>3～ 4□</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>5～ 6□</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>7～ 8□</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>9～10□</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>11～12□</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>13～14□</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td>15～16□</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>17～18□</td><td>27,000円</td></tr> <tr><td>19～20□</td><td>30,000円</td></tr> </tbody> </table>	加入口数	給付金額	1～ 2□	3,000円	3～ 4□	6,000円	5～ 6□	9,000円	7～ 8□	12,000円	9～10□	15,000円	11～12□	18,000円	13～14□	21,000円	15～16□	24,000円	17～18□	27,000円	19～20□	30,000円
加入口数	給付金額																																													
1～ 2□	5,000円																																													
3～ 4□	10,000円																																													
5～ 6□	15,000円																																													
7～ 8□	20,000円																																													
9～10□	25,000円																																													
11～12□	30,000円																																													
13～14□	35,000円																																													
15～16□	40,000円																																													
17～18□	45,000円																																													
19～20□	50,000円																																													
加入口数	給付金額																																													
1～ 2□	3,000円																																													
3～ 4□	6,000円																																													
5～ 6□	9,000円																																													
7～ 8□	12,000円																																													
9～10□	15,000円																																													
11～12□	18,000円																																													
13～14□	21,000円																																													
15～16□	24,000円																																													
17～18□	27,000円																																													
19～20□	30,000円																																													
3. 給付条件	①加入日より6ヵ月以上継続加入中の方 ※増口後6ヵ月以上経過していない場合は、増口前の加入口数による給付金額となります。 ②申請の有効期間は支払事由発生日※を含め180日以内とします。 ※支払事由発生日…病気入院の場合は入院開始日、事故通院の場合は事故発生日 ③保険期間（12月1日～翌年11月末日）において各一回を限度とします。 ※事故通院見舞金については、保険期間に関係なく一回の事故につき一回を限度とします。 ④保険更新日（12月1日）にまたがる見舞金請求の場合、翌年度の給付対象とします。																																													
4. 支払わない場合	①事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。 ②見舞金の給付条件を満たした場合であっても、病気入院または事故通院5日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。 ③病気入院見舞金の場合、人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院は給付の対象になりません。 ④事故通院見舞金の場合、主契約の約款に定める保険金・給付金を支払ったときは対象になりません。また、関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因の通院は対象になりません。																																													
5. 提出書類	①見舞金請求書 ②添付書類…給付対象となる内容を証明できる次の書類のいずれか。 ・診断書、入院証明書又は医療機関発行の領収書などの写し	①見舞金請求書 ②添付書類…給付対象となる内容を証明できる次の書類のいずれか。 ・診断書、通院証明書又は医療機関発行の領収書などの写し																																												
6. 支払留保期間	見舞金の給付条件を満たした場合であっても、病気入院または事故通院5日目の日が属する月の月額掛金の入金が確認されていない場合は、入金確認後に支払います。																																													
7. 手続き	見舞金請求書および添付書類を下記へご提出ください。 （提出先）〒460-8422 名古屋市中区栄2丁目10番19号 名古屋商工会議所 共済担当																																													
8. 支払日	1日～10日 本所受付分・・・当月20日 支払い 10日～20日 本所受付分・・・当月末日 支払い 20日～31日 本所受付分・・・翌月10日 支払い （支払日が休日・祝祭日の場合は翌営業日とします）																																													
9. 支払方法	掛金引去口座に振り込みます。																																													

（平成30年12月1日）

祝金請求方法について

	結婚祝金	出産祝金																						
1. 内 容	被保険者が結婚したとき	被保険者の子供が生まれたとき																						
2. 給付金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入口数</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～ 2□</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>3～ 4□</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>5～ 6□</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>7～ 8□</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>9～10□</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>11～12□</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>13～14□</td><td>14,000円</td></tr> <tr><td>15～16□</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>17～18□</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>19～20□</td><td>20,000円</td></tr> </tbody> </table>		加入口数	給付金額	1～ 2□	6,000円	3～ 4□	7,000円	5～ 6□	8,000円	7～ 8□	9,000円	9～10□	10,000円	11～12□	12,000円	13～14□	14,000円	15～16□	16,000円	17～18□	18,000円	19～20□	20,000円
加入口数	給付金額																							
1～ 2□	6,000円																							
3～ 4□	7,000円																							
5～ 6□	8,000円																							
7～ 8□	9,000円																							
9～10□	10,000円																							
11～12□	12,000円																							
13～14□	14,000円																							
15～16□	16,000円																							
17～18□	18,000円																							
19～20□	20,000円																							
3. 給付条件	①加入日より6ヵ月以上継続加入中の方 ②申請の有効期間は支払事由発生日※を含め180日以内とします。 ※支払事由発生日…結婚は婚姻日、出産は子供が生まれた日 ③結婚・出産祝金について、夫婦の両者が被保険者である場合は、両者それぞれに支払います。また、多胎児の場合、人数分の出産祝金を支払います。																							
4. 支払わない場合	①事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。 ②結婚・出産祝金の給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。																							
5. 提出書類	①祝金請求書 ②添付書類…婚姻日が証明できる次の書類のいずれか。 ・戸籍謄本、戸籍抄本又は婚姻届受理証明書の写し	①祝金請求書 ②添付書類…子供の生まれた日が証明できる次の書類のいずれか。 ・戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票（続柄記載のあるもの）の写し ・母子手帳（続柄記載済、出生届出済証明書の頁）又は健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し																						
6. 支払留保期間	祝金の給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日の属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認後に支払います。																							
7. 手続き	祝金請求書および添付書類を下記へご提出ください。 （提出先）〒460-8422 名古屋市中区栄2丁目10番19号 名古屋商工会議所 共済担当																							
8. 支払日	1日～10日 本所受付分・・・当月20日 支払い 10日～20日 本所受付分・・・当月末日 支払い 20日～31日 本所受付分・・・翌月10日 支払い （支払日が休日・祝祭日の場合は翌営業日とします）																							
9. 支払方法	掛金引去口座に振り込みます。																							

（平成30年12月1日）